

提 供 日 2026/09/11
タイトル 住民監査請求の受理
担 当 監査委員事務局監査課
連 絡 先 監査班
TEL 054-221-2927



幸福度日本一の静岡県

住民監査請求の陳述（令和7年11月27日）に係る前監査委員の報酬等の支出に関する住民監査請求（その2）を令和8年8月13日に受け付け、9月9日に監査委員協議会を開催し、要件審査を行った結果、これを受理して、監査を実施することを決定した。

1 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見 5211-1 星野 光央（ほしの みつお）

2 監査対象機関

静岡県出納局集中化推進課

3 請求の要旨

だれが。（県の執行機関又は職員）：

監査委員事務局総務課

前監査委員 A*及びB 2名

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。：

令和7年12月10日に下記前監査委員に支出した。

- ・前監査委員A 監査委員の日当報酬 36,800 円、旅費等 4,962 円
- ・前監査委員B 監査委員の日当報酬 36,800 円、旅費等 1,920 円

（経緯）住民監査請求は、同じ請求ができない。しかし、違法に却下されたものについては、再度の請求が認められている。これは、違法に「却下」された請求である。そう認めないとしたら、まさに傲慢な人間（人格が高潔であることの反対）である証拠として、ここに刻もう。

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。：

令和7年11月27日に行われた住民監査請求の陳述機会に参加した対価として報酬等が支出されたが、報酬等は適法に職務を遂行した場合にのみ支給されるべきである。ところが、前監査委員2名は、態度が悪かった。請求人が提出した書類を読まずに、陳述の機会に現れた。また、請求人の説明が分かりにくい、長いと感じ、それをあからさまに態度に出した。1人は腕を上げ、背伸びをするような姿勢すら取った。監査基準の中に「監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に」等とあるが、

* 個人情報等に係る原文の記載について、A及びBで置き換えてあります。

前監査委員2名は高潔な人格ではないので監査基準に従っていない。地方自治法には、監査基準に従わなければならないとされており、地方自治法違反である。

その行為により、どのような損害が県に生じているのか。：

支出した報酬等全額が損害。

どのような措置を請求するのか。：

- (1) 監査委員に、「監査基準」を守れないことは、違法であることを徹底すること。
- (2) 監査委員に、「監査基準」を守れないことは、違法であることを伝えても、監査基準を順守できないとしたら、その監査委員の過失、重過失、又は故意であることを明らかにすること。
- (3) 人格が高潔ではない者を、違法に、監査委員に選任しないこと。
- (4) 監査委員に「監査基準」の絶対遵守を徹底させること。

4 今後の予定

- (1) 請求人が陳述を希望しないため、請求人の陳述の聴取は行わない。また、監査対象機関の陳述の聴取も行わない。
- (2) 地方自治法の規定に従い、**令和8年10月12日(月)までに監査結果を出す**。(住民監査請求を受け付けた日の翌日から起算して60日以内)